地方分権の推進による都市自治の確立に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1.地方分権の推進について

(1) 地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権 改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財 政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

(2) 合併の進展等により、都市自治体は、自治の基盤の充実が図られている。 したがって、自立性の高い行政主体として、福祉や教育など住民に身近な 事務を総合的・完結的に処理することができるよう、国等の関与の廃止・ 縮減を一層進め、一定の分野ごとにまとまった事務及びこれに伴う所要財 源を移譲すること。

特に、まちづくりや土地利用に関する事務については、早急に移譲する とともに、関与の見直しを図ること。

- (3) 政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲するとともに、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。
- (4) 都市自治体が地域の特性に応じた条例制定により、自主的・自律的な行政運営が行えるよう、国が自治体の事務に関する法令を制定する場合には、可能な限り制度の大綱・枠組み、あるいは、基本的な基準を示すにとどめること。

また、条例が一定の範囲内において、政令に規定された内容の弾力化を 図ることができるよう所要の見直しを行うこと。

2. 自治体の意見の反映について

地方六団体の意見申出に対して国に尊重義務を課すほか、自治体に関係の深い制度等の新設・改正等については、十分な時間的余裕を持って国と六団

体が協議できる機関の設置など、自治体の意見を適切に反映させる仕組みを拡充すること。

3. 市町村合併に関する支援等の充実について

合併市町村の円滑な行政運営の推進と計画的な振興・整備を図るため、的確な情報提供や地域の実態に応じた制度の見直し及び適切な財政措置を講じること。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の復旧・振興対策、災害応急対策、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 秋季又は冬季に災害を受けた場合でも、災害査定までの準備期間を十分 確保することができるよう、被災日から半年以内程度の「期間災」での受 検が可能となるように、災害査定制度を見直すこと。
- (3) 被災地のニーズを的確に把握・発信できるシステム、さらには、地方公共団体の技術者、専門家等を迅速かつ円滑に応援派遣できる体制を構築すること。
- (4) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 災害発生時における仮設住宅用地等の確保に係る国の協力及び用地提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。

2. 防災・災害対策の充実強化等について

- (1)「地震防災対策特別措置法」において、平成 17 年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長するとともに、大規模地震対策特別措置法に基づく新たな強化地域の指定等を早期に実現すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等の整備、防災資機材の備蓄等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体

制の整備を図ること。

(4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、 補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

- (5) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- (6) 災害援護資金貸付金の償還について、小額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

住民基本台帳の閲覧制限等に関する重点要望

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、住居関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。

しかしながら、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、個人情報保護施策の 更なる充実を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、国は、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、早急に適切な措置を講じること。 また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても、住民基本台帳制度と同様、 早急に適切な措置を講じること。

情報化施策の推進に関する重点要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識 創発型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を 講じられたい。

1.電子自治体の推進について

電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2.地域間情報格差等の是正について

地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も 含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講 じること。

三位一体改革の確実な実現による 都市税財源の充実確保に関する重点要望

三位一体改革の確実な実現による都市税財源の充実確保を図るため、国は、 次の事項について積極的な措置を講じること。

- 1.三位一体改革の推進について
 - (1) 平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への 10%の比例税率化による 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

その際、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な調整措置を講じること。

(2) 地方交付税については、財源調整・財源保障の両機能を充実するとともに、「三位一体の改革についての政府・与党合意」等に基づき、平成 18 年度の地方交付税総額を確実に確保すること。

なお、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。

また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中長期的な財政ビジョンを策定すること。

(3) 地方財政計画については、地方公共団体の財政構造が投資から経常にシフトしている実態を踏まえ、計画と決算との乖離に関し、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。

また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中長期的な財政ビジョンを策定すること。

(4) 平成 18 年度までの「概ね3兆円規模」の税源移譲を実現するため、税源 移譲に結びつく国庫補助負担金改革は、地方の意見を真摯に受け止め、地 方改革案に沿ったものとすること。さらに、平成19年度以降においても、 地方改革案を実現していくため、引き続き、国庫補助負担金改革を実施し ていくこと。

また、その際、複数の補助金の統合や交付金化は、国に権限と財源を存続させているにすぎず、税源移譲により一般財源化すること。

(5) 地方分権を一層推進するため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の

配分比率の大きな乖離を縮小するため、消費税を含めた基幹税により 8 兆 円の税源移譲を積極的に進めること。

そのため、現在進めている平成18年度までの改革を「第1期改革」と位置づけ、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うこと。

また、「国と地方の協議の場」を、今後、定期的に開催し、これを制度化すること。なお、義務教育国庫負担金、生活保護費負担金等については、 最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。

2. 固定資産税の現行制度の堅持と負担水準の均衡化促進

- (1) 固定資産税収は、平成 12 年度以降減収傾向が続いており、さらに、評価替え年度には、地価や建築物価の下落等の影響を大きく受けていることから、平成 18 年度の評価替えにおいても引き続き大幅な減収となる見込みである。このことから、都市財政は、より一層厳しい状況に追い込まれることは必至であるため、税収の安定的確保を図るとともに、商業地等の負担水準の上限について現行の 70%を堅持すること。
- (2) 宅地の負担調整措置について、課税の公平性の観点から、速やかに負担水準の均衡化が図られるような措置を早急に導入するとともに、納税者がより理解しやすい課税の仕組みとなるよう制度の簡素化を図ること。

3.地方債資金の安定的確保と弾力的運用

生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。さらに、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2. 国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3.地域支援事業をはじめとする介護予防システムを確立するとともに、その 財政負担については、都市自治体や被保険者に転嫁することのないよう、十 分かつ適切な財政措置を講じること。
- 4.介護保険法改正に伴う政省令等の情報については、速やかに提供すること。 また、制度の改正については、都市自治体の意見を尊重すること。

国民健康保険制度に関する重点要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 2.一本化の実現までの間、国保と被用者保険との制度間における財政格差を、「年齢構成」及び「所得状況」を要因として調整する仕組みを導入すること。
- 3.緊急措置として、当面の間、既存の財政措置の大幅な拡充、国保の安定的 運営のために行っている一般会計からの繰入れに対する財政措置等、国保の 財政基盤強化のための抜本的な対策を講じること。
- 4.新たな高齢者医療制度については、市町村を保険者としないこと。

福祉施策に関する重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.生活保護費及び児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、 現行の国庫負担率を堅持すること。
- 2.生活保護制度について、地域の実態に即した級地区分の改善等、社会経済状況の変化に適応した制度の抜本的見直し、及び実施機関への調査権限の付与等の措置を講じること。
- 3.障害者の自立と社会参加に向けた障害者福祉施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4.乳幼児医療費の無料化など効果的な子育で支援策を講じること。

廃棄物対策に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.廃棄物処理施設等について
 - (1) 廃棄物処理施設整備について、財政措置の拡充を図ること。
 - (2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。
- 2.容器包装リサイクル法については、拡大生産者責任の原則に基づき、製造 事業者等に回収を求めるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担に ついて、適切な見直しを行うこと。
- 3.家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

義務教育施策に関する重点要望

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

- 1.少人数学級編制、習熟度別授業、ティームティーチング等、地域の実情に応じたきめ細かな教育の取組みを推進するとともに、教職員配置の更なる充実を図ること。
- 2.公立小中学校等教職員給与費について、地方の意見を尊重し、地方への負担転嫁とならないよう税源移譲等により所要額を確保すること。

個性豊かなまちづくりの推進に関する重点要望

個性豊かなまちづくりの推進を図るため、国は、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

- 1.都市自治体が、自主的・主体的に都市づくりを進めるため、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について自ら決定できるよう都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。
- 2. 土地区画整理事業等の市街地整備について、必要な支援措置や税制上の優遇措置を講じること。

また、組合土地区画整理事業に対する貸付金の償還期間延長など制度の拡充を図ること。

道路の整備促進に関する重点要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 道路特定財源については、これを確保するとともに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方への配分強化を図ること。
- 2. 幹線道路網の整備について
 - (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、 一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘 案するとともに、必要な措置を講じ、早期に完成させること。
 - (2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に 勘案すること。

食料・農業・農村政策に関する重点要望

食料の安定供給と食料産業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.経営安定対策(品目横断的政策)の対象要件の具体化にあたっては、認定 農業者や特定農業団体等に限定することなく地域農業を支える集落営農組織 も含めるなど地域、集落の実情に応じた対象範囲とすること。
- 2.農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実するなど必要な措置を講じること。
- 3.米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に推進すること。 また、担い手農家の経営安定を図るため、米価下落による所得の減少を補 てんする対策の改善を図るとともに水田農業構造改革対策については、平成 19年度以降も継続すること。

生活交通維持対策に関する重点要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方 鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.地方バス路線について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線推持費について、地域の実態にあった支援措置を講じること。

なお、複数の市町村が合併により単一自治体化しても、引き続き旧市町村の行政区域に基づく措置を講じること。

- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる支援措置を講じること。
- (3) 市町村が実施するスクールバスの維持運営の経費に係る交付税措置の対象範囲を拡大すること。

2.地方鉄道について

- (1) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の支援措置を講じること。
- (2) 新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線のあり方及び運営主体については、地域の実情を踏まえ早急に検討すること。

港湾・海岸の防災機能強化に関する重点要望

大地震や津波・台風・豪雨が頻発し、極めて甚大な被害が発生していることから、大規模災害への対応が緊急の課題となっている。

特に、港湾・海岸保全施設は、わが国の産業活動を支える基幹的な社会資本であるだけでなく、災害時における物資の大量搬出・入、保管機能や避難場所としての機能等極めて多面的、且つ重要な役割を果たしている。

よって、国は、国民の財産・生命を守り、迅速な復旧等を可能にするため、 次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の高潮・津波対策を強力に推進すること。
- 2.耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援、津波・防災ステーションの整備等ハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

中小企業対策等総合的な経済対策に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 景気の着実な回復を図るため、税制のあり方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2. 中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 中小企業信用保険法の特定業種指定の一層の拡大を図ること。
- 3. 商店街の活性化に対する総合的な支援措置の推進を図ること。